

公益社団法人日本薬剤師会役員報酬等規程

平成 23 年 8 月 28 日日本薬剤師会第 77 回通常総会制定

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 24 年 6 月 24 日一部改正施行

平成 25 年 2 月 24 日一部改正施行

平成 25 年 6 月 30 日一部改正施行

平成 26 年 6 月 29 日一部改正施行

平成 27 年 2 月 22 日一部改正施行

令和 7 年 6 月 29 日一部改正施行

(総 則)

第 1 条 公益社団法人日本薬剤師会（以下「本会」という。）定款第 32 条第 2 項に基づく役員報酬等の支給については、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第 2 条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤とは、この法人に週 3 日以上勤務する者をいう。非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- 三 代表理事とは、会長をいう。
- 四 業務執行理事とは、副会長、専務理事及び常務理事をいう。
- 五 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- 六 費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）その他の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(総 額)

第 3 条 理事報酬等の総額は 9 千万円以内とする。

2 監事報酬等の総額は 1 千万円以内とする。

(報酬の支給等)

第 4 条 本会は代表理事及び業務執行理事並びに外部理事に対して、次条に定めるところにより報酬を支給する。

- 2 本会の非常勤理事（業務執行理事及び外部理事を除く。）は無報酬とする。ただし、役員退職手当は支給する。
- 3 外部理事に対しては、その職務執行の対価として、第 5 条の 2 に定めるところにより

報酬を支給する。

- 4 本会の監事には、月次会計監査、決算会計監査、事業監査及び理事会出席等の報酬として1日あたり第6条に定めるところにより報酬を支給する。
- 5 本会の役員には、賞与は支給しない。
- 6 役員の職務遂行に必要な費用については、本会旅費規程等に従い別途支払う。

(理事の報酬額)

第5条 代表理事及び業務執行理事の基準報酬は、基本額に理事別係数を乗じた額を月額とする。

- 2 基本額は3万円とする。
- 3 理事別係数は、次のとおりとし、代表理事が理事会の承認を得て決定する。

一 代表理事	1.5～4.0
二 副会長	9～1.5
三 専務理事	1.5～4.0
四 常務理事	7～1.0

(外部理事の報酬額)

第5条の2 外部理事には、基本額に会議の出席回数を乗じた額を支給する。

- 2 基本額は3万円とする。
- 3 会議は、社員総会、理事会及びその他外部理事としての職務を執行するために必要な会議とする。

(監事の報酬額)

第6条 監事の基準報酬は、基本額に職務別係数及び監事別係数を乗じた額を職務遂行の都度、支給する。

- 2 基本額は3万円とする。
- 3 職務別係数は、次のとおりとする。

一 主として月次会計監査、決算会計監査を行うとき	3
二 主として業務監査を行うとき及び理事会出席等のとき	1
- 4 監事別係数は、次のとおりとする。

一 外部監事以外の監事	1
二 外部監事	2

(支給日および支給方法)

第7条 報酬は現金又は振込により毎月20日に支給する。支給日が本会の休日に該当するときは、その前日に支給する。

2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員退任慰労金の支給)

第8条 役員が退任したときは、当該役員又はその遺族に対して次条に定めるところにより役員退任慰労金を支給する。

(役員退任慰労金の支給額)

第9条 代表理事は、理事退任慰労金の額を「基本額×在任期間年数×役員別係数」にて算出し、理事会に報告し承認を得るものとする。この場合、代表理事は、第10条に基づきその額を加算若しくは減額することができる。

2 監事の退任慰労金の額は、上記算出方法により監事の協議により定めるものとする。

3 基本額は3万円とする。

4 役員別係数は、次のとおりとする。

一 代表理事	10
二 副会長	6
三 専務理事	10
四 常務理事	4
五 その他の非常勤理事	1
六 監事	2

5 在任期間に一年未満の端数があるときは6ヶ月未満は0.5年、6ヶ月以上は1年とする。

6 役員が任期満了後も引続き役員に就任したときは、継続在任期間とし、満了した任期にかかる役員退任慰労金は最後の任期の終了した時に合算して支給する。

7 役員退任慰労金は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員退任慰労金額の加算と減額)

第10条 在任中に特に功労のあった者及び継続在任期間が10年以上の者については、代表理事は、前条の理事退任慰労金に加えて、理事会の決議を得て功労金を支給することができる。ただし、功労金の額は、当該功労者に支給する理事退任慰労金の総額の100分の50を超えてはならない。なお、功労金の額が10万円以下の場合は、代表理事、総務・会計担当副会長、専務理事及び総務・会計担当常務理事の決裁をもって理事会の決議に代えることができる。

2 職務の懈怠その他正当な事由があるときは、代表理事は理事会の決議を得て理事退任慰労金の額を減額することができる。

3 監事の退任慰労金の額は、監事の協議によりこれを減額することができる。

(公 表)

第 11 条 本会はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(雑 則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程を改廃する場合は、理事会の議を経て、総会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、整備法第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 6 月 24 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。ただし、4 月からの適用により役員報酬が減額となる場合については、7 月支給分より適用する。
- 3 この規程の施行により、役員報酬規程（平成 14 年 10 月 25 日理事会制定）及び役員退任慰労金規程（昭和 62 年 2 月 23 日理事会決定）は廃止する。
- 4 この規程は、平成 25 年 2 月 24 日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成 25 年 6 月 30 日から改正施行する。
- 6 この規程は、平成 26 年 6 月 29 日から改正施行する。
- 7 この規程は、平成 27 年 2 月 22 日から改正施行する。
- 8 この規程は、令和 7 年 6 月 29 日から改正施行する。